

貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ 第7回議事概要

日時：平成25年3月19日（火） 16:00～18:10

場所：中央合同庁舎3号館8階 国際会議室

事務局からの資料説明の後、質疑応答及び意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

【前回WGにおける指摘事項等について】

- 上限と下限の間の幅は季節性による幅であって、消費者に対してこの点をしっかり周知していく必要がある。
- 宿泊待機時間については、乗降前後の車内清掃や始業前点検等の時間以外は運賃の適用外とすることで、時間制の運賃が過度に高額にならないようにするべき。
- 運賃は安全に係る費用を全て含んだ原価から算出するものである。時間制運賃が在庫から帰庫までの適用だとしても、その時間の外となる始業前点検等にかかる費用を含んだ運賃になっており、収受することができる。
- 障害者団体、学校等の割引についてはこれまで同様、3割引、2割引という形で適用できることとするが、割引の適用によって下限を下回るような運賃の適用方とする場合には審査を受けることとするべき。
- 原価計算対象事業者は、安全運行に欠ける事業者や兼業部門の営業収入に対する貸切収入が少ない事業者、平均稼働率や実働日車営収の低い事業者等を除くといった基準によって絞込むべき。
- 適正利潤の水準については、データ収集や適正利潤の比率の見直しを行った上で設定していくべき。

【バス事業のあり方検討会への最終報告について】

- 安全コストを踏まえた基準額の算定についての説明をしっかりと記載するとともに、安全コスト審査対象運賃は厳格に審査するということを明記するべき。
- 利用者保護審査対象運賃については審査の対象にはなるものの、付加価値に応じて運賃を高くすることは可能であるということも明記しておくべき。
- バス事業者は時間制のデータをほとんど保有していないため、新たにデータを取得する必要がある。新たな運賃制度を拙速に実行するのではなく、ある程度時間をかけて原価の中身等を吟味し、これまでのワーキンググループでの議論をしっかりと反映した制度を実行するべき。
- 旅行業は観光庁よりも都道府県への登録のほうが実際には多く、貸切バスの運賃の実状や当ワーキンググループでの議論を都道府県にもしっかりと周知して、協力を求めるという表現を入れるべき。
- 行政における取り組みはもちろんのこと、貸切バス事業者においても、消費者に対して新たな運賃制度の適切な情報提供を行うべき。
- 貸切バスの運賃・料金についてわかりやすく説明したポータルサイトを設置するべき。
- 日本バス協会や旅行業界に加盟していない事業者に対して、新たな運賃制度をいかに周知していくかが問題。

以上